第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三　第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

四　第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条の罪を犯し、又は第二十一条若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条　第八条第二項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際クラスター弾等を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間（以下この条において「猶予期間」という。）に第五条第一項の許可の申請をしなかった場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合にあってはその処分後遅滞なく、その所持する当該クラスター弾等を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスター弾等について新たに許可所持者となった者に引き渡さなければならない。

2　この法律の施行の際クラスター弾等を所持している者は、次に掲げる期間は、第四条の規定にかかわらず、そのクラスター弾等を所持することができる。その者の従業者がその職務上所持する場合も、同様とする。

一　猶予期間

二　猶予期間にした第五条第一項の許可の申請についての処分があるまでの間

三　前項の規定により廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間

3　第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際クラスター弾等を所持する者がそのクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡した場合に準用する。

4　前三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊が所持するクラスター弾等については、適用しない。

第三条　前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前条第三項において準用する第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（火薬類取締法の一部改正）

第五条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「規定する対人地雷」の下に「及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二条第一項に規定するクラスター弾等」を加える。

（武器等製造法の一部改正）

第六条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左」を「次」に改め、同項第二号中「含む」を「含み、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二条第一項に規定するクラスター弾等（次号において「クラスター弾等」という。）を除く」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に、「銃砲弾及び」を「銃砲弾、」に改め、「規定する対人地雷」の下に「及びクラスター弾等」を加え、同項第六号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

外務大臣　中曽根弘文
経済産業大臣　二階　俊博
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　麻生　太郎

政　令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項及び第四項、第三条第五項、第五条、第三十条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項並びに経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十四号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（第一種特定原産地証明書の発給に係る経済連携協定）」に改め、同条中「第二条第一項」を「第二条第三項」に、「国際約束」を「経済連携協定」に改め、同条に次の一号を加える。

九　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

第六条の見出し中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改め、同条を第八条とする。

第五条の見出し中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改め、同条中「五千五百円（」の下に「電子申請（」を加え、「申請」を「行う申請をいう。第九条において同じ。）」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「法」を「第一条第一号から第八号までに掲げる経済連携協定に係る法」に、「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改め、同条の表中「規定する」を「掲げる」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第一条第九号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、十月とする。ただし、当該経済連携協定の締約国等（法第二条第二項の締約国等をいう。次項において同じ。）に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と当該経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

3　第二条に規定する経済連携協定に係る法第三十条第三項の政令で定める期間は、十月とする。ただし、当該経済連携協定の締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と当該経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

第二条の見出しを「（発給申請書等の保存）」に改め、同条中「申請書」を「発給申請書、第一種原産品誓約書」に、「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改め、同条の表中「規定する」を「掲げる」に改め、同表に次のように加える。

九　第一条第九号に掲げる経済連携協定	三年